

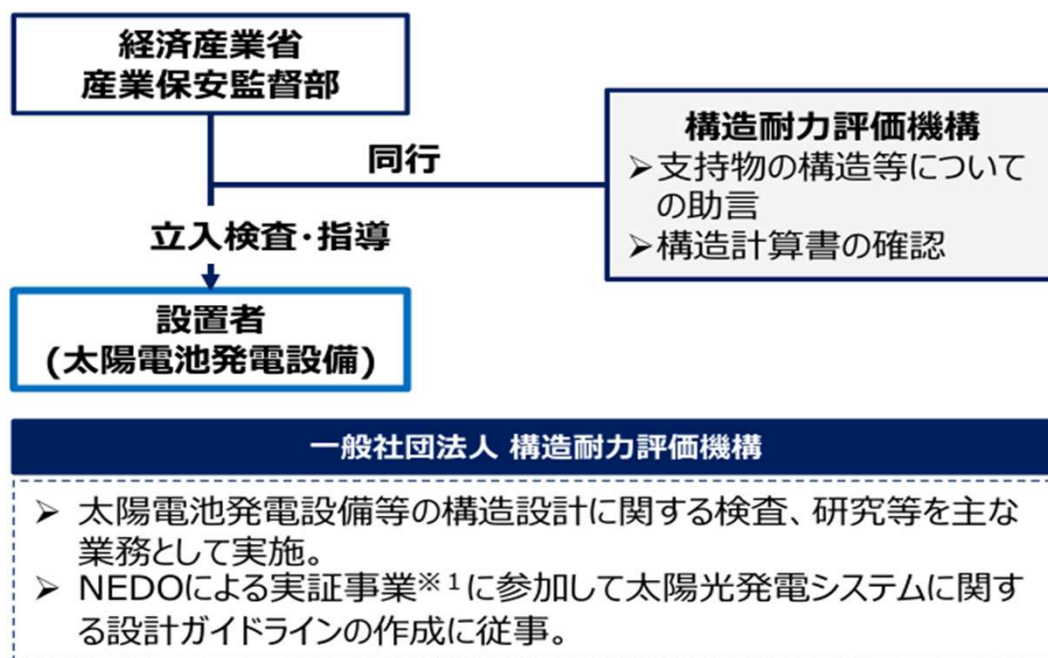
# 令和6年度より、太陽光発電所 への立ち入り検査が増大中

法令違反によりFIT・FIPの交付金の一時停止命令

## 【参考】支持物の構造強度の確保に向けた取組み

- 経済産業省では、随時に電気工作物を設置する事業場へ**立入検査を実施**。**技術基準の適合性を確認**し、必要に応じて設置者に対して**保安管理の改善**や**設備の補修等を指導**している。
- 令和4年からは、こうした**立入検査**に**民間専門機関を伴う取組**を開始。**支持物の構造等に関する技術基準の適合性の確認**や、**指導**の際に、**民間専門機関の知見を活用**することで、より**効果的に支持物の構造強度の確保**に取り組んでいる。

### 立入検査への民間専門機関の同行



\*1:太陽光発電主力電源化推進技術開発/太陽光発電の長期安定電源化技術開発/安全性・信頼性確保技術開発(2020年度~2024年度)

令和6年度より、独立行政法人 製品評価技術基盤機構による  
太陽光発電所への立ち入り検査が実行増大しております

## 電気事業法に基づく立入検査

再生可能エネルギー発電設備の増加や、設備の設置形態の多様化といった電力事業を取り巻く環境の変化を背景に、令和3年4月から、NITEが電気事業法に基づく立入検査を実施できるようになりました。電力安全センターでは、電気工作物の事故情報の分析結果を活用して、経済産業省が行う対象事業場の選定に協力し、太陽光発電所や風力発電所などを中心に立入検査を実施しています。また、検査にあたっては産業保安監督部と連携して事業場における法令の遵守、保安の改善に努めています。

その他、立入検査において得られた電気保安上の知見は、経済産業省や関係団体等に提供することで、電気保安全体の質の向上につなげていきます。



太陽光パネルの検査



需要設備の検査

※写真は立入検査のイメージ

## NITE紹介

NITEは、「独立行政法人製品評価技術基盤機構法」に基づき、経済産業省のもとに設置されている行政執行法人です。現在、国際評価技術分野をはじめとする5つの分野において、経済産業省など関係省庁と密接な連携のもと、各種法令や政策における技術的な評価や審査などを実施し、わが国の産業を支えています。

また、それらの業務を通じてNITEに蓄積された知見やデータを広く産業界や国民の皆様提供するとともに、諸外国との連携強化や国際的なルールづくりなどに取り組み、イノベーションの促進や世界レベルでの安全な社会の実現に貢献しています。

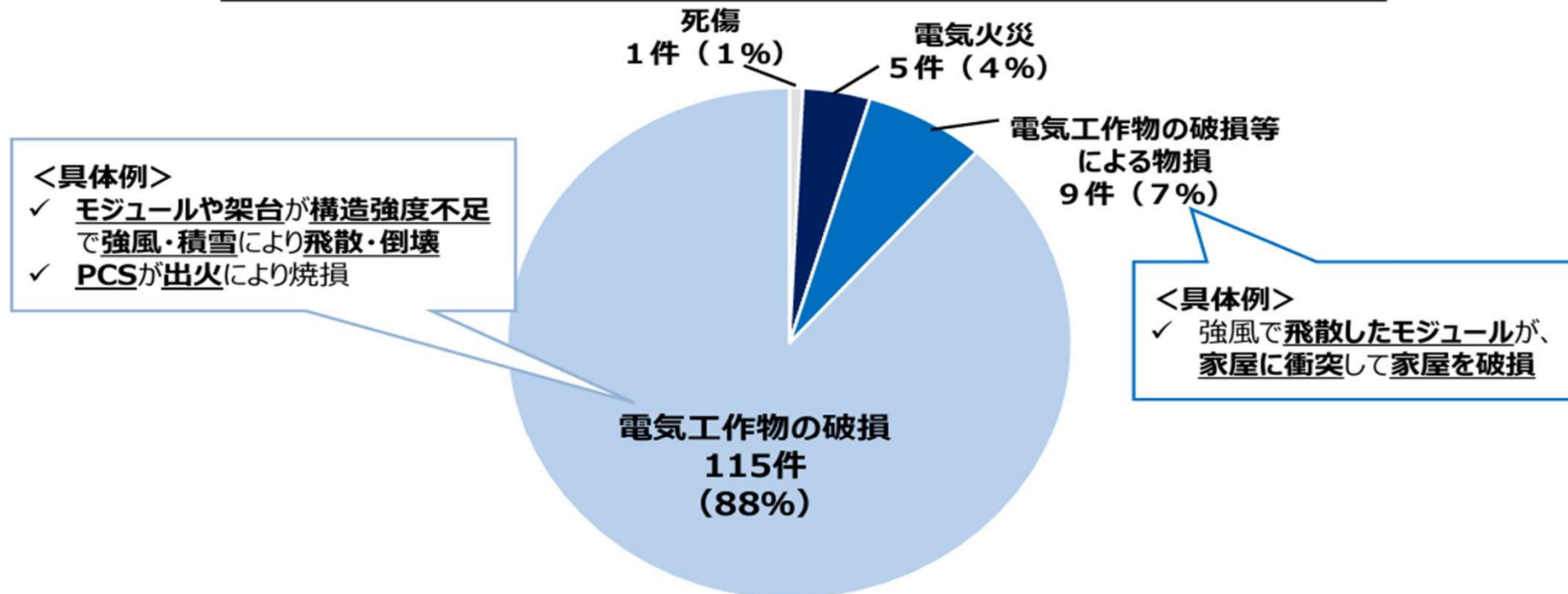


## 太陽電池発電設備（出力50kW以上）の事故の内訳

- **令和5年度の、太陽電池発電設備（出力50kW以上）**であって、電気事業の用に供しないもの※1）の事故のうち、「**電気工作物の破損**」が**9割弱**を占め、残りの**1割強**を「**電気火災**」や「**電気工作物の破損等による物損※**」等の事故が占めている。

※ 電気工作物の破損等により他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故

太陽電池発電設備（出力50kW以上）の事故内訳【令和5年度】※2・3



\*1:電気事業の用に供する電気工作物とは、小売電気事業等用接続最大電力の合計が二百万キロワットを超える発電事業等の用に供する電気工作物をいう。

\*2:出力50kW以上であって、電気事業の用に供しない太陽電池発電設備の事故

\*3:同一事故で複数種類の被害箇所があるものは重複計上している。

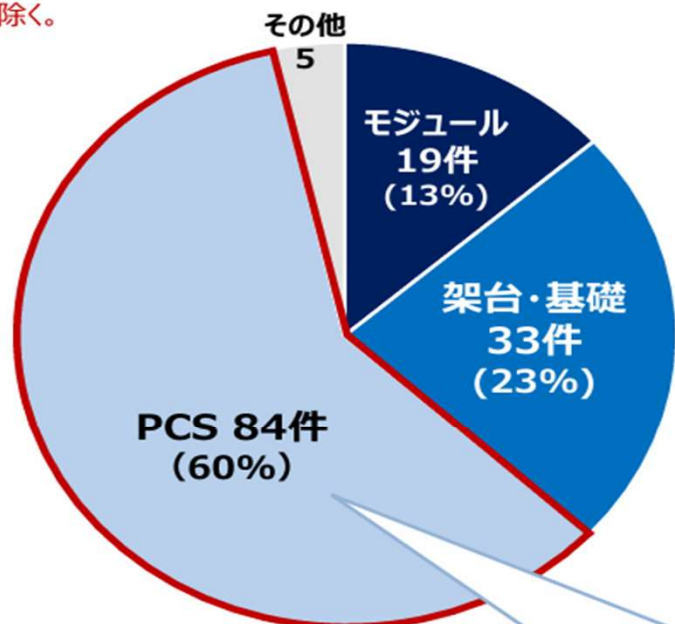
出所：令和5年度電気保安統計より経済産業省作成

## 太陽電池発電設備（出力50kW以上）の事故の内訳の詳細

- **令和5年度の、太陽電池発電設備（出力50kW以上）**（出力50kW以上であって、電気事業の用に供しないもの）の「**電気工作物の破損**」のうち、**PCSの破損**が、全体の**約60%**を占めている。

### 電気工作物の破損の内訳【令和5年度】

- ※ 同一事故で複数種類の被害箇所があるものは重複計上  
 ※ 部品の交換等により当該設備の機能を容易に回復できる場合は除く。



<具体例>  
 ✓ **PCS**が**出火**により焼損。

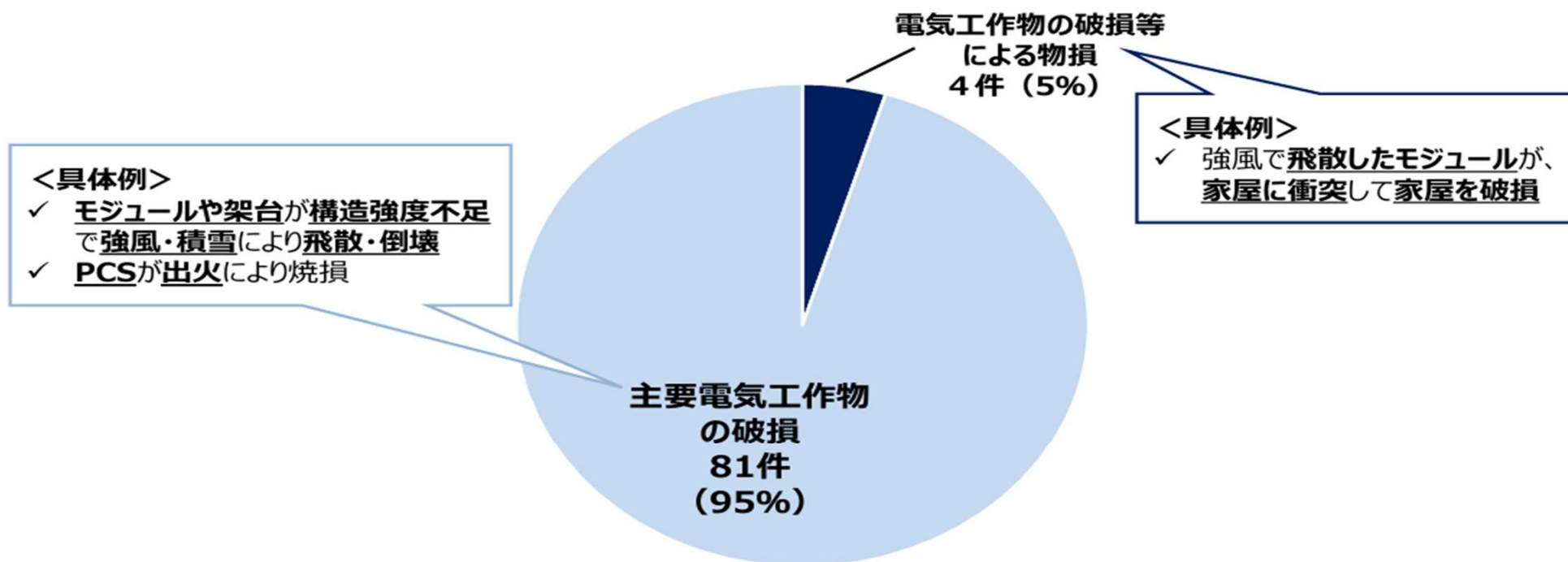
### 電気工作物の破損原因【令和5年度】

| (件)   | モジュール | 架台基礎 | PCS | その他 |
|-------|-------|------|-----|-----|
| 設備不備  | 1     | 1    | 7   |     |
| 保守不備  |       |      | 5   |     |
| 自然災害  |       |      |     |     |
| 風雨    | 5     | 4    | 7   | 2   |
| 冰雪    |       | 2    |     |     |
| 雷     | 1     |      | 3   |     |
| 地震    | 6     | 22   |     | 1   |
| 水害    | 1     |      | 1   |     |
| 山崩・雪崩 | 2     | 2    |     |     |
| その他   |       |      | 1   |     |
| 不明    | 3     | 2    | 60  | 2   |

## 太陽電池発電設備（出力10kW以上50kW未満）の事故の内訳

- 令和5年度の、太陽電池発電設備（出力10kW以上50kW未満であって、電気事業の用に供しないもの）の事故のうち、「主要電気工作物の破損」が9割強。残りの1割弱を「電気工作物の破損等による物損」が占めている。

太陽電池発電設備（出力10kW以上50kW未満）の事故内訳【令和5年度】※1・2



\*1:出力10kW以上50kW未満であって、電気事業の用に供しない太陽電池発電設備の事故

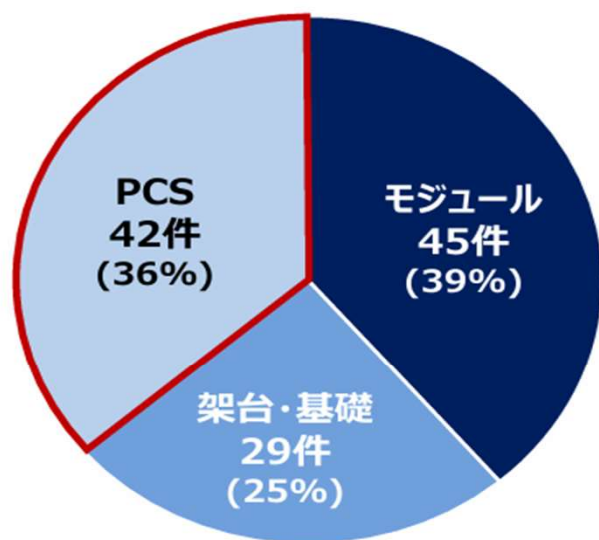
\*2:事故が両方の事故類型に該当する場合には、それぞれで計上している。

出所：令和5年度電気保安統計より経済産業省作成

## 太陽電池発電設備（出力10kW以上50kW未満）の事故の内訳の詳細

- 令和5年度の、太陽電池発電設備（出力10kW以上50kW未満であって、電気事業の用に供しないもの）の「主要電気工作物の破損」のうち、3割以上をPCSの破損事故が占めている。

主要電気工作物の破損箇所・原因の内訳【令和5年度】



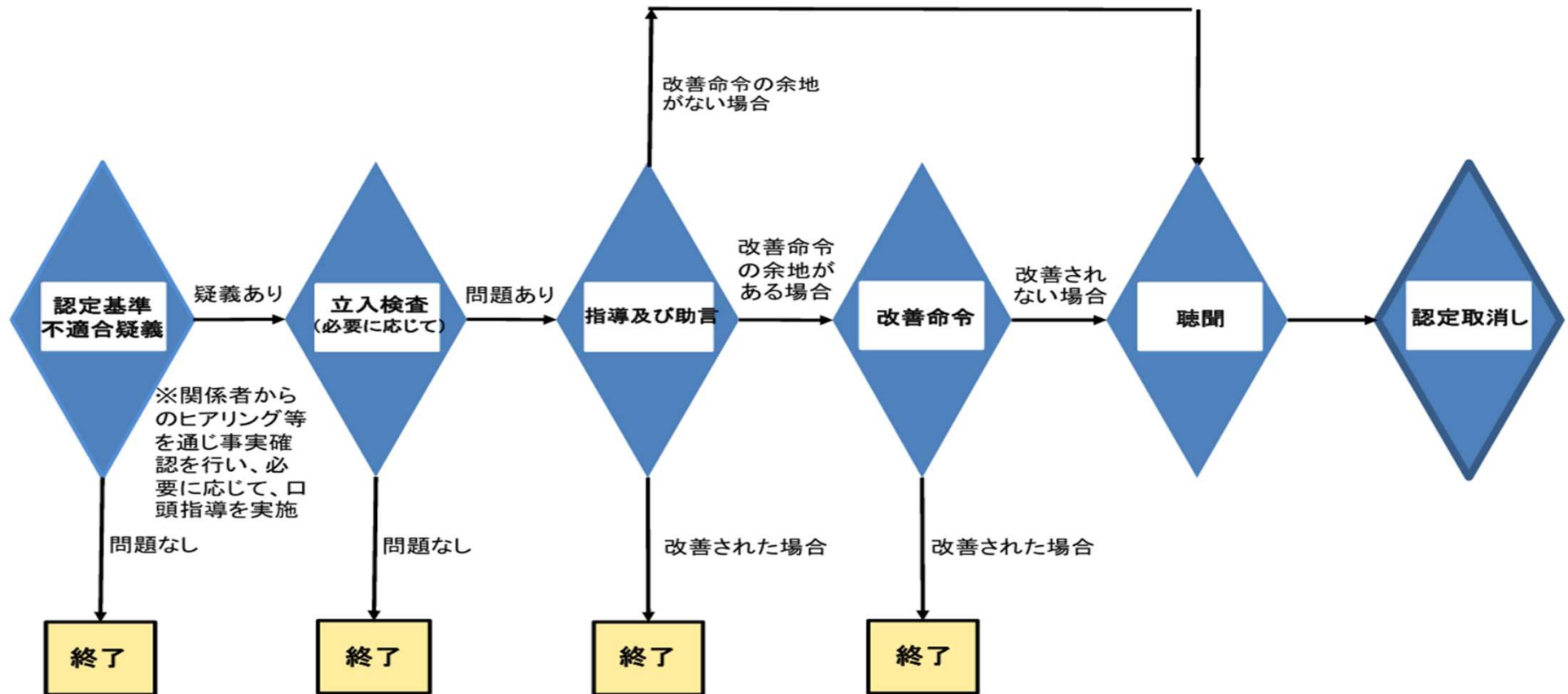
※ 同一事故で複数種類の被害箇所があるものは重複計上  
 ※ 部品の交換等により当該設備の機能を容易に回復できる場合は除く。

| (件)   | モジュール | 架台基礎 | PCS |
|-------|-------|------|-----|
| 設備不備  |       |      |     |
| 保守不備  |       |      | 9   |
| 自然災害  |       |      |     |
| 風雨    | 21    | 10   | 29  |
| 冰雪    | 15    | 15   |     |
| 雷     | 1     |      | 3   |
| 地震    | 2     | 2    | 1   |
| 水害    | 3     | 1    |     |
| 山崩・雪崩 | 2     |      |     |
| その他   | 1     | 1    |     |

2024年4月から、関係法令違反等があった場合において（立ち入り検査でも同様です）  
FIT・FIP交付金の一時停止命令→改善または認定取り消しが出せるようになっていきます（次ページ参照）

## 認定取消までの基本的なフロー

5



## 違反時のFIT/FIP交付金を一時停止する措置等（積立命令・返還命令）

---

認定事業者が、関係法令（条例を含みます。）や、認定計画・認定基準に違反している場合は、FIT/FIP交付金を一時停止する制度を創設します（積立命令）。また、違反が解消されず、認定取消しに至った場合は、一時停止された交付金を徴収する措置を創設します（返還命令）。

### Q1. 積立命令はどのような場合に発令されますか。



関係法令（条例を含みます。）、認定計画・認定基準又は委託先（再委託先を含みます。）に対する監督義務に違反している認定事業者に対して発令されます。

### Q2. 積立命令が発令されると、何が起こりますか。



積立命令を受けたFIT認定事業者は、特定契約に基づき支払われる売電代金のうち、FIT認定によって支援されている部分に相当する額の支払いが一時停止されます。

積立命令を受けたFIP認定事業者は、交付されるプレミアム（供給促進交付金）に相当する額の交付が一時停止されます。詳細は、関係省令をご確認ください。

**Q3. 積立命令を受けました。発電事業は継続しても大丈夫ですか。**



積立命令は、違反の早期解消を促すために発令されます。違反の解消のために発電事業を中断する必要がある場合は、発電事業を中断し、必要な対応を速やかに行ってください。

**Q4. 一時停止された金銭はどうなりますか。**



一時停止された金銭は、積立金（交付金相当額積立金）として、広域的運営推進機関において積み立てられます。

**Q5. どのように積み立てられますか。**



積立命令を受けたFIT認定事業者については、FIT認定によって支援されている部分を差し引いた額に相当する金額が売電代金として支払われます。

積立命令を受けたFIP認定事業者については、プレミアム（供給促進交付金）に相当する額が支払われないこととなります。

## Q6. 何をしたら一時停止が解消されますか。



違反の改善に必要な措置をとった場合や、認定発電設備の解体等を完了し、認定計画に係る再エネ発電事業を廃止した場合などに該当することについて、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けた場合には、一時停止されていた交付金（交付金相当額積立金）を取り戻すことができます。

詳細は、関係法令をご確認ください。

## Q7. 違反を解消しない場合はどうなりますか。



違反が解消されず、FIT/FIP認定が取り消され、返還命令が発令された場合には、一時停止されていた交付金（交付金相当額積立金）が徴収されます。この場合、交付金を取り戻すことはできません。また、違反時点に遡って、支援額の返還の請求します。